

○北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置等について

平成18年11月14日 貿易経済協力局貿易管理課
安 全 保 障 貿 易 管 理 課

今般の北朝鮮による核実験を実施したとの発表を踏まえ、平成18年10月15日に国際連合安全保障理事会決議第1718号が採択されました。

11月14日の閣議において、同決議を受け、15日より北朝鮮への奢侈品及び大量破壊兵器関連貨物等の輸出禁止措置等を実施することが了解されました。

1 措置の背景

今般の北朝鮮による核実験を実施したとの発表を踏まえ、平成18年10月15日に採択された国際連合安全保障理事会決議第1718号では、すべての加盟国に対し、北朝鮮に対する奢侈品及び大量破壊兵器関連貨物等の供給を防止することが求められており、我が国としても誠実に履行する必要があります。

2 措置内容

11月14日の閣議において、同決議を受け、15日より、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）に基づく以下の措置を実施することが了解されました。

（1）奢侈品の輸出禁止措置

同決議に基づき輸出を禁止することが求められている「奢侈品」（別添リスト）が選定されました。北朝鮮を仕向地とする当該品目について、経済産業大臣の輸出承認義務を課し、当該承認を行わないことにより、輸出を禁止することとします。（外為法第48条第3項）

また、第三国から北朝鮮へ輸出する奢侈品の売買に関する取引（仲介貿易取引）についても、経済産業大臣の許可義務を課し、当該許可を行わないことにより禁止します。（外為法第25条第4項）

（2）大量破壊兵器関連貨物等の輸出禁止措置

同決議が北朝鮮への供給等の防止を要求している大量破壊兵器関連貨物等について、同法に基づく経済産業大臣の輸出許可を行わないことにより、北朝鮮を仕向地とする輸出を禁止します。（外為法第48条第1項）

(別 添)

「奢侈品」について

- 1 牛肉
- 2 まぐろのフィレ
- 3 キャビア・その代用品
- 4 酒類
- 5 たばこ
- 6 香水
- 7 化粧品
- 8 革製バッグ・衣類等
- 9 毛皮製品
- 10 じゅうたん
- 11 クリスタルグラス
- 12 宝石
- 13 貴金属
- 14 貴金属細工
- 15 携帯型情報機器
- 16 映像オーディオ機器・ソフト
- 17 乗用車
- 18 オートバイ
- 19 モーターボート・ヨット等
- 20 カメラ・映画用機器
- 21 腕時計等
- 22 楽器
- 23 万年筆
- 24 美術品・収集品・骨董品